

(仮称) 2021年 福島県立医科大学「県民健康調査」国際シンポジウム 開催に係る運営等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

この要領は「(仮称) 2021年 福島県立医科大学「県民健康調査」国際シンポジウム開催に係る運営等業務委託」において、公募型プロポーザルにより業務を委託する事業者を募集する際の手続きについて、必要な事項を定めるものである。

1 目的

福島県「県民健康調査」とこれまでの調査結果について、県民の理解を深め、国際的に著名な専門家を招き、世界の経験と知見を共有することを目的に国際シンポジウムを開催する。

国際シンポジウムの運営等について、民間企業の持つノウハウ、創意工夫を利活用することで、より一層効率的・効果的にシンポジウムに係る業務委託を実施するため、公募型プロポーザル方式により最も相応しい提案者を受託者として決定することを目的とする。

2 委託業務の概要

(1) 業務名

(仮称) 2021年 福島県立医科大学「県民健康調査」国際シンポジウム開催に係る運営等業務委託

(2) 業務内容

(別紙1) (仮称) 2021年 福島県立医科大学「県民健康調査」国際シンポジウム開催に係る運営等業務委託仕様書のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

3 委託契約上限額

14,000,000円(税抜)

この予算以下の金額で委託業務を受注し、確実に実施可能な提案を行うこと。

4 スケジュール

プロポーザル実施要領をホームページにより公告

	令和2年9月18日(金)
質問受付期限	令和2年9月25日(金) 17時(必着)
質問回答予定日	令和2年9月29日(火)
企画提案書等提出期限	令和2年10月12日(月) 17時(必着)
書面審査	令和2年10月16日(金) (予定)

プロポーザル審査会（プレゼンテーション及びヒアリング）

令和2年11月4日（水）（予定）

審査結果通知

令和2年11月6日（金）（予定）

委託候補者との仕様協議、契約締結

令和2年11月上旬頃

5 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立中または破産手続中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立中または更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中でないこと。
- (5) 特定債務等の調整の促進のための調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく再生手続開始の申立中または再生手続中でないこと。
- (6) 本学および福島県から業務委託契約等に係る指名停止等を受けていないこと。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）、暴力団の構成員または暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 公立大学法人福島県立医科大学契約細則（平成18年4月1日細則第13号）第3条第1項の規定に該当しない者であること。
- (10) 旅行業法に基づく旅行業の許可を受けている者であること（業務を再委託する場合は、再委託先の許可で可）。

6 プロポーザルの手続き等に関する事項

(1) 実施要領等の入手方法

実施要領および各種様式等は、次の福島県立医科大学ウェブサイトから取得すること。

【URL】 <https://www.fmu.ac.jp/univ/kigyoi/ippan/index.html>

郵送等での配布は行わない。

(2) 質問書の受付

質問については、下記により行うものとする。

ア 受付期限

令和2年9月25日（金）17時（必着）

イ 提出方法

質問書（様式1）は「12 提出先及び問合せ先」に原則として電子メールにより提出すること。やむを得ない場合は、FAXでの提出も可とする。電話による口頭での質問は受け付けない。電子メール、FAXとも発信した旨を必ず電話で連絡すること。

ウ 質問書に対する回答

競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、回答書（様式2）を令和2年9月29日（火）までに福島県立医科大学ウェブサイトで随時公表する。

エ 注意事項

質問書送付の際の件名は「【質問書】国際シンポジウム業務」とすること。

7 企画提案書等の提出

参加する意思のある者は、企画提案書および参加資格等の確認のための書類を下記により提出すること。

(1) 提出期限

令和2年10月12日（月）17時（必着）

(2) 提出方法

郵送または持参による。

※郵送の場合、簡易書留郵便により送付すること。

※持参による提出の受付時間は、月～金曜日（祝日を除く）の9時～17時までとする。

(3) 提出書類

ア 提案書

(ア) (仮称) 2021年 福島県立医科大学「県民健康調査」国際シンポジウム開催に係る運営等業務委託 プロポーザル審査会参加申請書（様式3）

(イ) 企画提案書（任意様式）

(ウ) 実施計画書（任意様式）

(エ) 法人等の概要（様式5）

(オ) 業務実施体制（任意様式）

(カ) 過去5年間の類似業務実績一覧（様式6）

(キ) 担当者経歴書（様式7）

(ク) 見積書（任意様式）

イ 参加資格及び提案書の内容を確認するための書類

(ア) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式8）

(イ) 旅行業登録票の写しまたは旅行業者登録簿の写し

(4) 企画提案書作成に係る留意事項

ア 共通事項

(ア) A4版・横型・横書き・上綴じとする（内容を分かりやすくするために必要な場

合はA3版も可)。

- (イ) 表紙、目次を除き、通し番号を付すること。
- (ウ) 文字の大きさは11ポイント程度とすること。

イ 企画提案書(任意様式)

- (ア) 仕様書を踏まえ、分かりやすく記載すること。特に提案内容について、明確に記載すること。
- (イ) 文書を補完する図表、写真等を使用し、分かりやすく記載すること。
- (ウ) 実施計画書について、業務実施スケジュール、業務実施上の配慮事項等について分かりやすく簡潔に記載すること。
- (エ) 業務実施体制について、担当者の人数、配置及び業務分担について記載すること。
- (オ) 見積書(任意様式)について、人件費、直接経費、旅費交通費等を含む、業務に要するすべての経費を計上し、仕様書の項目ごとに区分して積算すること。また、税抜、税込を分けて記載すること。提出いただいた見積書は、プロポーザル評価項目の一つとするほか、業務委託料の積算の際の参考とする。
- (カ) 企画提案にあたって特にPRしたいポイントを冒頭に記載すること。

(5)書類の提出部数

- ア 提案書(7(3)ア(ア)～(ク))紙媒体11部(正本1部 副本10部)、電子媒体1部
- イ 参加資格及び提案書の内容を確認するための書類(7(3)イ(ア)～(イ))各1部

(6)提出場所

「12 提出先及び問合せ先」参照

8 提案書の無効

次のいずれかの事項に該当する場合、提案書は無効とし、プロポーザルに参加できないものとする。

- (1) 提案者が上記5に定める参加資格を満たしていない場合
- (2) 同一の者が2つ以上の提案書を提出した場合
- (3) 提案書の提出方法、提出先または提出期限に適合しない場合(提案書に参加資格等確認のための書類が添付されていない場合を含む)
なお、提出期限の日までに提案書が到着しないことを理由に提案書は無効とした場合、簡易書留による配達記録を有さない者からの異議は受け付けない。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合
- (5) 提案書の提出から契約までの間に、提案書で提示した上部実施体制に記載した担当者が本業務に携わることが困難になった場合。ただし、病気、事故、退職等、やむを得ない事情がある場合を除く

- (6) 審査会（プレゼンテーション）当日に出席しなかった場合。ただし、交通事故や自然災害等の不測の事態が発生し、プレゼンテーション開始時刻に到着できなかった場合を除く。

9 提案書等の取扱い

提出された提案書等の取扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された提案書等は返却しない。
- (2) 提案書等の作成および提出に要する費用、ならびに、プレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された提案書等は、審査および説明を目的として、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された提案書等は、提出者の情報保護の観点から、原則として非開示とする。ただし、提出書類に虚偽の記載があった場合等、必要に応じて開示することもある。なお、開示する際は、提案書等の写しを作成し、使用することができるものとする。
- (5) 提出書等を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出すること。

10 企画提案書の審査及び委託候補者の選定

(1) 審査方法

業務委託者の選定は別途設置する「プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」）」が行うものとする。審査委員会は、提案書等の提出があった者からプレゼンテーションを受け、これを総合的に評価し、業務委託予定者（随意契約の予定者）を選定する。審査は非公開で行う。

なお、提案書等の提出者が多数あった場合には、下記（3）に定める審査基準に基づき、あらかじめ審査委員長が指名する健康調査課職員が書面審査を行い、評価点の低いものから順にプレゼンテーションの参加者を一定数減ずることがある。

審査の結果については、参加申請を行ったすべての者に対し、プロポーザル審査会参加確認通知書（様式4）により資格審査の結果を通知する。

(2) 審査会（プレゼンテーション）

ア 日時 令和2年11月4日（水）

イ 場所 福島県立医科大学内（福島市光が丘1）みらい棟6階
プレゼンテーションルーム

ウ 所要時間 1提案者あたりプレゼンテーション20分、質疑応答10分を予定

エ 審査結果 採用、不採用に関わらず、後日書面により通知する。

※プレゼンテーションの日時や場所の詳細、当日プレゼンテーションで使用できる機

器等は、提案書の提出のあった者に別途通知する。

※プレゼンテーションに使用する資料は、提案書と同じ内容とし、追加の使用配付は認めない。

(3) 審査基準

審査委員の評価点の合計点数とする。評価点の合計点数の順に、候補者及び次点者とする。同点の場合には、委員の1位評価を多く得たものを優位とする。

点数	評価
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣る
1	劣る

11 契約の締結等

- (1) 審査委員会により候補者として選定された提案者を業務委託予定者として、公立大学法人福島県立医科大学会計規程第17条及び契約細則第31条に基づき契約交渉を行う。
- (2) 提案書の内容に沿って協議を行い、仕様を確定した上で契約を締結する。
なお、協議の結果、提案内容の一部を変更する場合がある。
- (3) 契約金額は協議によって作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴収し決定する。
その際、委託契約上限額を超えないものとする。
- (4) 業務委託予定者との協議が整わない場合または契約を辞退した場合は、審査結果において次点の者と協議を行う。
- (5) 提案書に基づく履行ができなかった場合、契約金額の減額、損害賠償、契約解除、違約金などの措置を行う場合がある。

12 提出先及び問合せ先

〒960-1295 福島市光が丘1番地

公立大学法人福島県立医科大学 健康調査課 国際連携担当（担当：児玉）

電子メール kenkani@fmu.ac.jp

電話 024-581-5452

FAX 024-581-5457

(別表)

評価項目		評価内容	評価観点	配点	傾斜
業務遂行能力等	業務実施体制	本業務を円滑に遂行できる実施体制・実施計画・スケジュールについて提案されているか。	・実施体制（人員・役割分担） ・実施スケジュール	5点	2
	業務実績	過去5年間に本業務と類似した業務実績があるか。	業務実績	5点	1
企画提案内容	実施方針（業務理解）	業務の効率化に資する実用性のある実施計画等の工夫がされているか。	効率的な実施計画	5点	1
		本シンポジウムにふさわしい有益な提案や工夫があったか。	目的理解	5点	1
	会場運営	複数の会場で運営が円滑となるような具体的提案があるか。	・会場運営提案 ・サブ会場提案 ・安全管理	5点	3
		演者（リモート対応も含む）が円滑にプレゼンテーションを行うためのオペレーション及びシステムの具体的提案があるか。	・オペレーション ・リモート対応 ・ライブ配信 ・記録配信	5点	4
		同時通訳について、放射線関連医学会の国際会議での実績があり、本シンポジウムの発表を正確に国内外へ発信するため、演者との打ち合わせを行うなど事前準備を行う体制が提案されているか。	・実績 ・事前準備	5点	2
	広報・集客	効果的なメディア活用による当シンポジウムの広報の提案があるか。	提案内容	5点	1
		各種制作媒体（広報用のポスター及びチラシのデザイン等）について、訴求力はある	制作媒体の訴求力	5点	1

		か。			
	航空券 発注 現地視察 等	航空券発注について、招へい 者との連絡調整や質問等への 回答など円滑に対応できる体 制があるか。	・実施体制 ・演者・委託者との 調整	5点	2
		視察のコース設定の趣旨、工 程等に関する工夫と妥当性が あるか。	コース設定の趣旨	5点	1
	業務経費	業務経費は適正であるか。	見積内容	5点	1
合計				100点	